

# 森林・林業基本法の 改正とその理念

林野庁長官 加藤 鐵夫氏



森林・林業に関する政策の理念と基本的な施策の方向を示めす「森林・林業基本法」が平成13年に制定された。

これまでの林業生産の振興を目的として制定された「林業基本法」を見直し、森林に対する国民の要請の変化や林業の厳しい情勢に対応するために、新たな理念の下、施策の基本方向を明らかにしたものである。この法律の改正に当たり、その背景にある問題や目指す目的、理念について、加藤林野庁長官より説明があった。

昨年は林野庁においても37年ぶりに林業基本法の改正を行い、森林・林業基本法を制定しました。今までの林業基本法は昭和39年に制定されたもので、当時、木材需要はまだ拡大していく状況にあり、主要な課題として林業総生産をどのように増大させていくのかということがテーマになっていました。

そしてその後、自然保護の動きなどがありましたが、1992年にブラジルで行われました地球サミットを機に大きく変わってきたのではないかと考えています。その中で、地球環境の問題が取り上げられ、森林についても森林原則声明が発表され、「持続可能な森林経営の推進」が宣言されました。

地球環境を含めた環境保全の高まりという気運が世界的に高まる中で、実際、国民世論を把握するために「世論調査」を実施して、森林に対してどのような機能を期待しているのか調査してきました。そこでわかったのは、「木材生産」が昭和40年代、50年代では上位にあったのが、60年代以降は「国土の保全」、「水源の涵養」という森林の公益的機能が第1位、2位を占めるようになり、さらに最近では「地球温暖化の防止」、あるいは「野生動植物の保護」というようなことが後に続くようになりました。逆に木材

については、下位に位置する状況になり、言い換えれば森林に対する国民の方々の要請というものが、非常に多様化してきているということがわかってきました（図-1参照）。

こうした流れの中で、森林の取り扱いをどうしていくのか改めて考えなくてはならない状況を受け、そのために林業基本法を改正まで考え直し、今回の森林・林業基本法制定に至ったのです。

以上の背景から、森林・林業基本法の第一の理念は、森林の多面的機能をいかに持続的に発揮をさせるかということにあります。また、こうした多面的機能を発揮させていくということで考えると、やはり林業というものが健全な発展をしなければいけないということが課題として見えてきます。林業の健全な発展を図っていくためには、木材が利用されなければならないということがあり、そのため第二の理念として林業の健全な発展と併せて、木材の利用の促進をうたっています。

では、具体的に森林の多面的機能の持続的な発揮をどのように図っていくのか。これについては「森林・林業基本計画」で示しています。この計画は、森林・林業基本法が6月末に制定、7月初旬に施行されたのを受け、策定

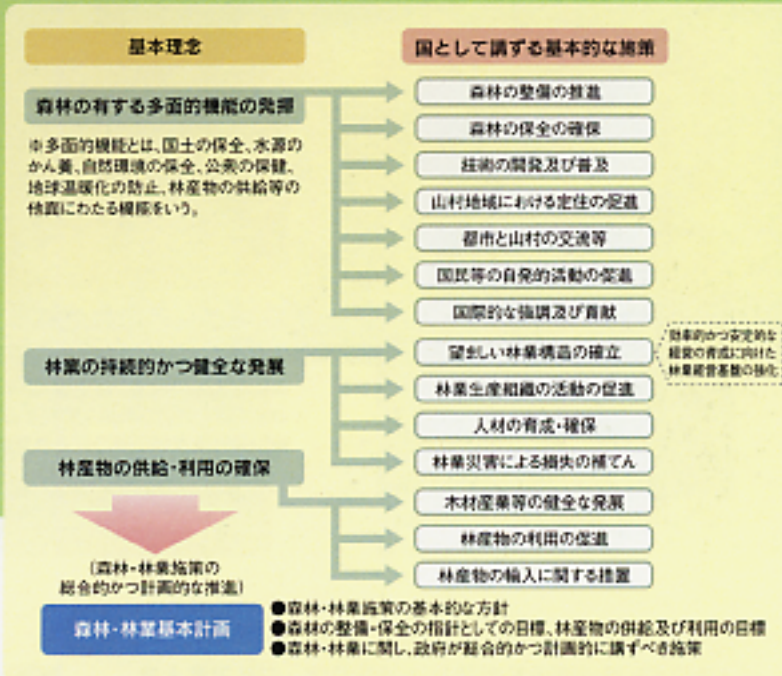
図-1 国民の森林に期待する機能



資料:総理府(現・内閣府)「森林・林業に関する世論調査」(昭和55年)、「みどりと木に関する世論調査」(昭和61年)、「森林とみどりに関する世論調査」(平成5年)、「森林と生活に関する世論調査」(平成11年)

注:1 回答は選択肢の中から3つを選択し複数回答であり、期待する割合の高いものから並べている。  
注:2 選択肢は、特にない、わからない、その他を除き記載している。

図-2 森林・林業基本法の理念と施策



作業にかかり10月に閣議決定されたもので、森林・林業基本法の理念と施策の方向を具体的に進めるために、10年後、20年後に、どのような森林を整備していくのかということを中心として、木材の利用をどのように図るべきかを併せて考えていく計画になっています。

森林の多面的機能について考えると、今までは予定調和的に「木材生産」を適切にやっていたら、適切な森林施策が行われていくという風潮があり、この点では「木材生産」が中心になっていたわけです。しかし今日では、国民の森林に対する要請というのは多様化し、かつ高度化してきており、果たして「木材生産」をベースとしてこうした要請に応えることができるのかという疑問が出てきます。そこでまず第一に、森林の「多面的機能」がしっかりと発揮できるのかということを考え直すことが必要であり、また、林業生産活動が停滞をしている状態にあって、「木材生産」を中心に、本当に適切な森林施策が進むのかということも問わなければならないことになったのです。

それぞれの森林について、「木材生産」だけでなく、森林の多面的機能の発揮というものを考えたときに、どのような森林施策をしていけばよいのかということを考えなければいけません。しかしながら一方では森林所有者から見ると、「多面的機能」というものが非常に幅広い機能であるが故に、どのような森林の取り扱いをしたらいいのか非常にわかりづらくなってしまいます。また国民の方々に、「この森林はこう取り扱うんだ」ということを個々の森林に説明していくということは容易ではなく、またわかりやすくもないのです。

そのため、森林所有者の方々に理解してもらい、国民の方々にもわかりやすく説明をしていくということを見ると、重点的に発揮する機能に応じて森林を区分し、それに応じた森林施策をきちんとやっていくということが必要ではないかという結論に至ったわけです。

こうしたことから、今回、森林・林業基本計画では、水土保全機能を重点的に発揮する森林としての「水土保全林」、森林と人との触れ合いなどを中心とした「森林と人との共生林」、さらに木材生産を効率的に進めていくための森林として「資源の循環利用林」という3つの区分に全国の森林を設定することとしました(図-2参照)。

それぞれの区分に応じた施策ということでは、例えば「水土保全林」については、できるだけ皆伐を避けるということを中心として、森林の状態が多段にあるような森林「複層林」に仕立てたり、できるだけ伐期を長くして通常は50年ぐらいで伐るところを80年、100年という伐期の森林をつくっていくこととし、また皆伐をするということにしても、できるだけ小面積で、分散的に皆伐しようという施策を進めるというのが、この水土保全林の考え方でありました。

「森林と人との共生林」については、ひとつは自然のまま維持していく森林も必要ということと、もうひとつは森林と人が触れ合ってもらえるような触れ合いの場を整備をしていくという視点で考えています。例えば針葉樹だけの林ということではなくて、広葉樹も入れたような森林、「針広混交林」といいますが、そうした森林を整備していくことも必要ではないかと考えています。

図-3 森林・林業基本計画で定める3つの森林区分



### 水土保持林

おおむね1300万ha(全森林の5割)  
水源かん養、山地災害の防止を重視する森林  
●高齢級の森林及び広葉樹導入を含めた複層林への誘導  
●公的関与(例:治山事業)などによる森林整備を実施



### 森林と人との共生林

おおむね550万ha(全森林の2割)  
森林生態系の保全、生活環境の保全や森林空間の適切な利用を重視する森林  
●自然環境等の保全及び森林環境教育や健康づくりの場の創出



### 資源の循環利用林

おおむね660万ha(全森林の3割)  
木材等の生産を重視する森林  
●効率的・安定的な木材資源の活用  
●林内路網の整備と機械化を通じた効率的な森林整備  
●施策の集約化・団地化

また、「資源の循環利用林」については、それぞれ木材の生産目標に応じた森林を整備しようとしたものを考えています。

これらの森林について、全国で水土保持林が約1300万haで全森林の5割程度、森林と人との共生林が550万haで約2割、資源の循環利用林が660万haで約3割という計画を立てました。今後、地域森林計画というような形で、流域ごとに森林計画を作成し、さらに市町村ごとに森林整備計画を立て、そこで属地的に3つの森林区分の設定を進めていきます。このようなことで、森林の多面的機能の発揮を図りたいと考えています(図-3参照)。

さて、ここで問題としてあるのが木材の利用です。森林整備をしようと思うと、結果的に木材が出てくる。そのため木材がしっかり利用される前提が必要であり、そのためにも木材の利用促進を図っていかねばならないのです。

また、木材と森林整備とのかかわりがあるだけでなく、木材それ自体が環境資源だという認識が高まってきています。地球温暖化の防止を考えると、木材それ自体を使うということが、地球温暖化の防止に効果があるのではないかということです。

例えば木材を1m<sup>3</sup>作るのとアルミニウムを1m<sup>3</sup>作るのを比べると、アルミニウムの方が約200倍の炭酸ガスが放出されるという試算があるのです。この点で、極めて木材は省エネルギー資材ということが出来ます。さらに炭酸ガスを吸収した森林の状態をそのまま木材として使っている限り、炭酸ガスは貯蔵されたままの状態であり、さらにそれをバイオマスエネルギーとして使っていくのであれば、石油や石炭などの化石燃料の使用を抑制することが出来ます(図-4参照)。このような意味で、木材自体が環境

資源であり、さらには、再生産可能な資源という観点からも評価できるのではないのでしょうか。そのために木材をどのように使っていくのか、これからよく考えていかなければならない重要なテーマなのです。これについては、今までも議論してきましたが、今まで以上に木材の価値を理解してもらい、それを使っていくという認識を高めていくことが必要ではないかと思えます。

こうした取り組みが必要な理由として、木材需要は今後それほど総需要量が増えていかないということがあります。住宅には木材がかなりの部分で使用されていますが、住宅着工戸数がこれからそう増えていくとは考えづらい状況になっています。そのためにも木材をどう使っていくのか改めて考え直してみなければならぬわけです。

さらに木材供給をみると、実は戦後植えた森林が資源として利用できる状況を迎えてきており、供給能力は高まってきています。ところが総需要量は伸びない。その点からも木材の需要拡大について、取り組んでいかなければいけないわけです。

国産材の供給可能量というのは、現在2000万m<sup>3</sup>程度の供給がありますが、今後10年後に2500万m<sup>3</sup>ほどの供給がされると林野庁としては見込んでいます。要はそれをいかに使ってもらおうかということを考えなければいけないわけです。

そのための対策として、ひとつは生産から加工、流通に至る過程をできるだけ低コストに抑えるために、効率化を図っていく必要があるでしょう。同時に、需要拡大についても例えば住宅の内装材やリフォーム、公共建築物等についても、国産材をできるだけ使ってもらおうということを働きかけていくことが必要ではないかと思えます。さらに、バイオマスエネルギーという新たな利用の開拓も進め

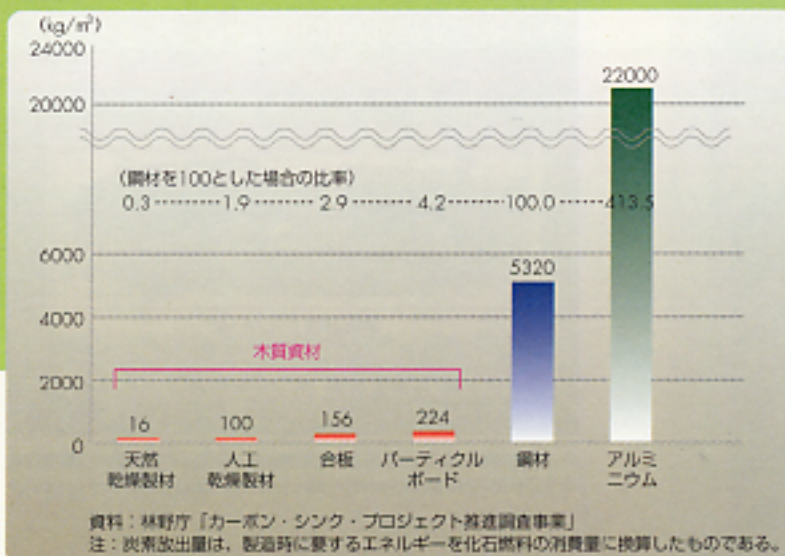
図-4 各種材料の製造時における1m<sup>3</sup>当たりの炭素放出量

図-5



大型建築物や公共土木事業での木材の積極的な利用が期待されている

ていくことも大切でしょう。こうしたことで木材の利用が循環していくことができると思います。(図-5参照)

そこで、森林をだれが守り育てていくかということですが、森林の整備と林業生産活動というのは密接な関連があり、今回の森林・林業基本法でも林業が健全に発展しなければならないとしています。現実には林業を取り巻く状況は大変厳しい状況にあるわけです。その指標として山元の立木価格(立っている木の価格)でみると、現在の価格は昭和30年代の後半から40年代の初めとはほぼ同じ価格というレベルにあるわけです。しかし一方では、ご承知のとおり、30年代後半から労賃が上がり、他の産業と大きな格差ができており、林業の収益性でみると、大変悪化しているのです。こうしたことから、今の林業の状態のままでは森林整備が進んでいかなないのではないかという危惧が生ずるわけです。もうひとつは、複層林化を進めるという課題です。複層林化を図るためには、かなりきめ細かな施業を行わなければなりません。皆伐の場合は一斉に伐採をしますが、複層林化を進めるということは、木を抜き伐りし、今ある木々の下にさらに木を植えていくという施業を行うものです。そのため皆伐より効率性は落ちるし、また管理をしっかりとやっけていかなければならないという問題が生じてくるわけです。

このようなことを考慮すると、森林所有者に全てを委ねるとすることは難しく、より公的に森林整備をしていくことを考えなければならぬと思っております。

公的に森林整備を考えていくと、これまでも補助金が出ていますが、より今まで以上に公的に整備を考えていくということになります。その場合、国民の方々の理解が一層必要になり、国民の方々の理解をどのように得ていくかということを考えなければなりません。要は森林を守

り、育てていくのは森林所有者のみではなく、国民の全体として考えていくということが必要になってきていることであり、そのためには国民の方々に直接的、あるいは間接的に森林整備に関わってもらうことが必要ではないかと思っています。例えば間接的なものとして、森林計画において森林の取り扱いをどうしていくのか、国民の方々のご意見をいただくという機会を作っています。また直接的なものとして、森林ボランティアというような形で実際に山に入って作業をされる方がかなり増えてきています。あるいは財政的な支援として募金活動をするとか、さらには本当に財政をどのようにするのかというご議論を通じて、森林整備にかかわってもらうようなこともあり得るでしょう。このような多様な関わりを国民の方々の中につけていただくというようなことが必要ではないかと思っています。

また国民の方々からみれば、都市と山村との交流というような要請もあり、そういったことも含め進めていきたいと考えています。要は都市と山村の交流であるとか、森林との触れ合い機会の創出であるとか、あるいは子どものうちから森林環境教育に接してもらうとか、こうした取り組みを通じて国民の方々に森林整備に理解をしていただくことに努めたいということです。

今回、森林・林業基本法の制定を通して基本的な考え方の見直しを行い、森林整備をしっかりやっていきたいというのがわれわれの考え方であり、平成14年からは、いよいよその方向に沿って、具体的な実行にとりかかりたいとしているところです。皆さま方から意見もいただきながら、適切な実行が図れるよう努力してまいります。

## 森林と林業の現状

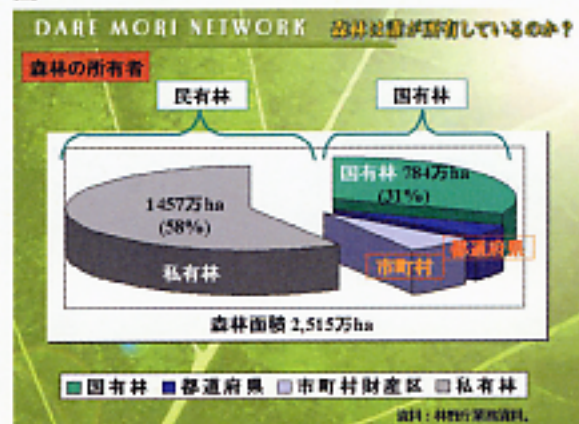
# 森林と林業に 今何が 起きて いるのか？



全国森林組合連合会組織グループ長

ハラ ナオキ  
肱黒 直次

図-1



日本の森林のうち、国が所有する国有林が3割、都道府県・市町村が所有する公有林が1割、残り6割が個人や会社などの私有林である

森林と林業の現状についての理解を共有するために、森林は誰が所有しているのか、森林組合の組織と活動、森林と林業に今何が起きているのか、について、全国森林組合連合会組織グループ長 肱黒直次より説明がなされた。

※説明に使用する資料はさまざまな統計から作成しており、統計によって調査方法等が異なっているため数値が一致しない部分がある。

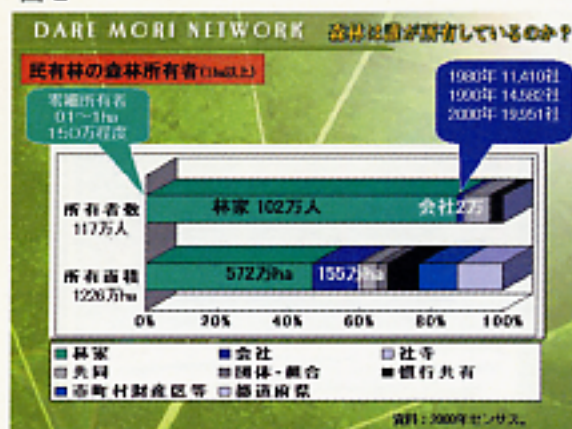
## 森林は誰が所有しているのか？

日本の国土3779万haのうち約70%、2500万haが森林です。そして農地が13%、宅地が4.6%、水面・河川が3.5%、道路3%、その他となっています。

2500万haの森林のうち31%、784万haを国が所有しており、これを国有林と呼んでいます。残りの都道府県・市町村等が所有している公有林、個人・共同・企業・社寺等が所有している私有林、これらを合わせて民有林と呼んでいます。公有林は森林の11%、2747万ha、私有林は58%、1457万haあります(図-1参照)。

次に、2000年世界農林業センサスで民有林の所有者について見てみたいと思います。民有林のうち、林家と呼ばれるいわゆる個人・家族で森林を所有している所有者が102万人おり、その所有森林面積は572万haです。それから会社が約2万社ほど所有しており、その所有森林面積が

図-2



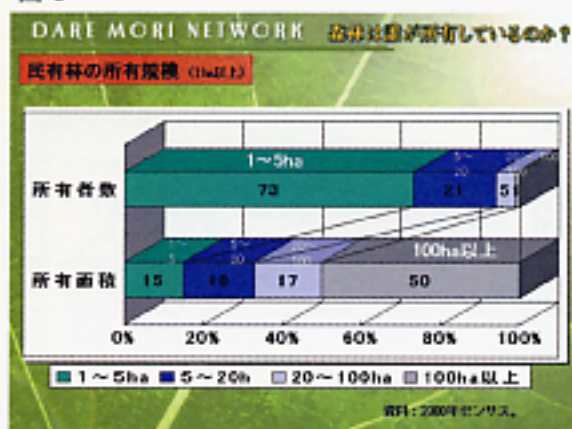
林家と呼ばれる森林所有者が102万人であるが、1ha未満の零細な森林所有者は150万人程度と推測される。会社所有は年々増加傾向にある

155万haあります。なお、この統計は1ha以上の森林所有者のみを対象としているので、森林所有者の総数が117万となっていますが、前回の統計から推計すると、このほかに0.1ha~1haという零細な森林所有者が約150万人くらい存在しており、日本の森林は非常に零細な所有構造になっています (図-2参照)。

この20年間で、林家いわゆる個人の所有者数が12万6000戸減少しているのに対し、会社所有が約8500社も増えてきており、その点が特徴的なことではないかと思えます。また、1993年国土庁「土地基本調査法人調査報告書」によると6万1700社が約120万haの森林を所有しており、先程の統計から4万社以上は1ha未満の零細な所有ということになりますが、この6万社のうち林業に関係すると思われる会社はパルプ・紙・加工製造業と農林漁業、これらを併せて約2000社ですが、そのほかの林業には直接関係ない業種の企業がかなりの森林を所有しています。

森林の所有規模ですが、1haから5haのいわゆる小規模所有者が、所有者数では全体の73%と大多数を占めていますが、その人たちが所有している森林面積は全体の15%にしかなしません。たくさんの小規模な森林所有者がいるということです。一方、100ha以上所有している大規模所有者は、所有者数では全体の1%未満しかいませんが、所有面積では民有林面積の半分、50%を所有している。このような構造になっています。なお、100ha以上の大規模所有者といっても、100ha以上の森林がまとまって1カ所にあるのではなく、小さな森林をあちこちに分散して所有しているというケースが多いかと思われます (図-3参照)。

図-3



100ha以上所有する大規模所有者は全体の1%に過ぎないが、民有林面積の半分を所有している構造になっている

## 森林組合の組織と事業活動

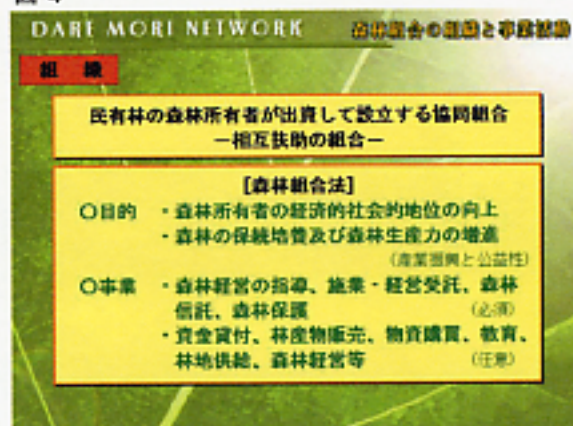
次に、森林組合の組織と事業について説明します。一言で言いますと、森林組合は「民有林の森林所有者が出資して設立している協同組合」です。相互扶助を目的とした民間の組合です。よく森林組合はお役所かという質問を受けるのですが、純粋な民間の組織です。森林組合法という法律に基づいて設立を認可され、その法律に基づいて運営がなされています。

森林組合法では、森林組合の目的として「森林所有者の経済的・社会的地位の向上」と「森林の保続培養および森林生産力の増進」を掲げています。分かりやすく言うと、産業振興というか経済活動を行う組合であると同時に公益性を果たす公益法人的な仕事も行う組合であるという二つの目的を併せ持った協同組合です。

具体的な事業としては、森林所有者の方の森林経営の指導、森林施業・経営の受託、森林信託、森林保護の事業。これらの事業は、法律の中で、森林組合として最低一つは行わなければならない必須事業として義務付けられています。そのほか、資金の貸し付け、林産物の販売、物資の購買、林家の教育、林地供給、森林経営などの事業を行うことができますが、これらの事業は任意に実施できると法律で規定されています (図-4参照)。

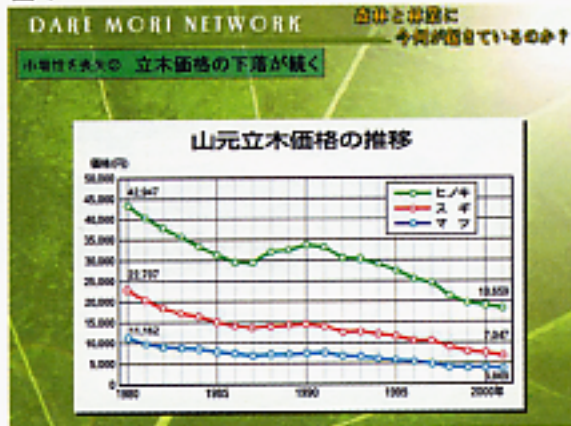
森林組合には全体で168万人の組合員が加入しており、その組合員が所有している森林面積は1131万haあります。先程の説明のとおり、168万人の組合員の大多数は小規模な森林所有者です。この組合員の方々が出資して、市町

図-4



森林組合とは、森林組合法に基づいて設立された森林所有者の協同組合である

図-7



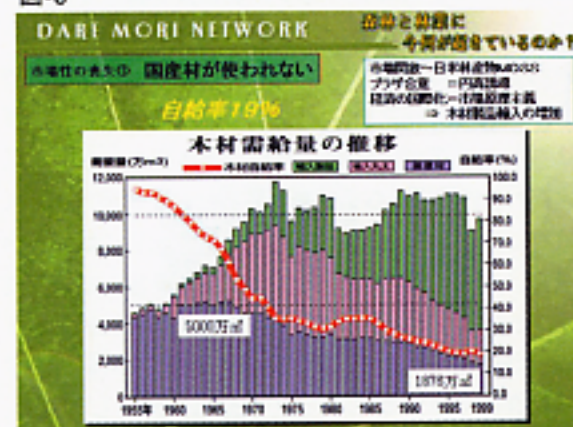
山元立木価格は下落が止まらない状態にある

図-5



各森林組合が都道府県森林組合連合会を設立し、各都道府県森林組合が全国森林組合連合会を設立している

図-6



木材の消費は概ね1億m<sup>3</sup>前後で推移しているが、木材自給率は20%を割っている

村または郡単位の規模で森林組合を設立しています。平成11年度末で1254組合ありましたが、現在、合理化のために全国で組合合併を進めており、直近の調査では1100組合くらいに減少しています。

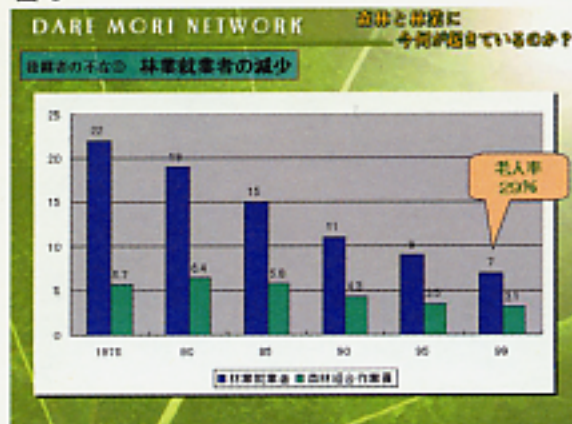
これらの森林組合が出資して都道府県ごとに森林組合連合会を設立しています。さらに各都道府県の森林組合連合会が出資して全国森林組合連合会を組織しています。また、森林組合、森林組合連合会は農林中央金庫の出資団体でもあり、組合員に対する資金の貸出し等の資金のあっせんを受けています(図-5参照)。

森林組合の運営は、毎年の総会で組合員が決めるという形で、運営の主体は組合員ということになっています。株式会社との一番大きな違いは、組合員が1人1票の議決権を持っているということです。株式会社でしたら1株1票というような形になるかと思いますが、そこが株式会社と人の組織と言われる協同組合の大きな違いではないかと思えます。

次に、森林組合の事業ですが、森林整備・保全・管理など森づくりの仕事。それから林産物の生産・加工・販売。そのほか組合員の支援として、各種の行政事務の代行も行っています。造林や間伐補助金の申請とか、森林保険の申し込み、また組合員に代わって零細な所有の森林を集めて一つの森林施業団地として施業計画の認定を受けるとか、そういった行政事務の代行サービスも行っています。

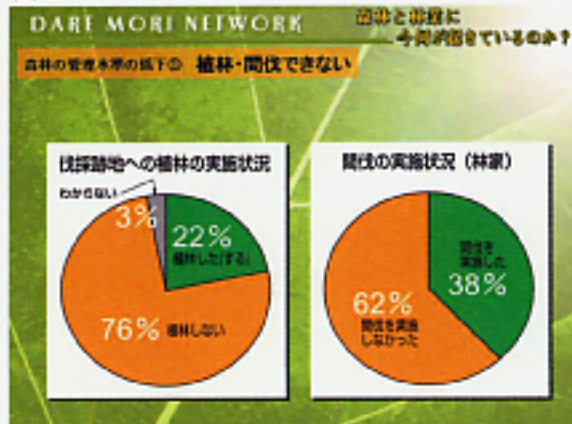
それから、山村と都市をつなぐ事業として森林環境教育の支援や森林ボランティアの支援。また、林業へ新しく

図-8



林業就業者の減少・高齢化が年々進んでおり、現在65以上の高齢者が3割を占めている

図-9



林業採算性の悪化は、森林管理水準の低下を引き起こしている

就業したいという方に対するガイドスクール。そういったことにも最近、取り組み始めています。

森づくりでは、植林から始まって、下刈り、除伐、つる切りなどの作業が行われます。少し大きくなってくると今度は間伐です。間伐を繰り返して成林していくのですが、その間、森林にはいろいろな災害があります。例えば、植えた苗木が雨不足で枯れる干害や寒さで枯れてしまう凍害、台風の被害や雪で木が曲がったり折れてしまう雪害、大雨で表土ごと森林が流れてしまう水害など、成林するまでの長い間には、こういった災害が発生することもあります。こうした災害の復旧にも森林組合は取り組んでいます。また、森林災害に対する共済保険にも国と一緒にになって取り組んでいます。長い年月を経て成林するまでには、いろいろな作業や仕事があります。

成林後はいよいよ木材の生産です。森林組合で生産した丸太は、連合会の木材共販所と呼ばれる木材市場で地元の製材工場等へ販売します。地元製材工場がない場合には、森林組合が製材加工を行ったり、あるいは住宅建築まで手掛けている組合もあります。

森林管理の仕事では、森林施業計画の作成について、零細な所有者の方が非常に多いので、そういう方に何十人も集まっていただいて共同で森林施業計画を立てるといった共同化のお手伝い。また、最近では自分の森林がどこにあるか分からないという方も出てきていますので、そういった方々の森林を長期にわたって施業管理するような事業にも取り組んでいます。

## 森林と林業に今何が起きているのか

「森林と林業に今、何が起きているのか」について、ポイントを説明します。

まず一つ目として、国内林業が市場性を失いつつあるという大きな問題が起きています。国産材が使われなくなっています。1965年前後は国産材の生産が5000万 $m^3$ 程度ありましたが、現在は1876万 $m^3$ まで落ち込んでいます。近年の国内木材消費は1億 $m^3$ 前後で推移しており、木材自給率は19%まで下がってしまっています(図-6参照)。

次に、木材価格の下落が止まらないという現実があります。1980年には、スギの山元立木価格が22707円でしたが、2001年には7047円と3分の1以下に価格が下がってしまっています(図-7参照)。

そして、林業の採算性は破綻してしまいました。伐採作業員の1日当たりの賃金とスギ山元立木価格1 $m^3$ の価格を比較すると、1961年には12人の人が雇いましたが、2000年には0.6人と一人の人も雇えないという状況になってしまっています。

二番目に、山を守る後継者がいなくなったという問題があります。林業就業者数は1975年に22万人いましたが、1999年には7万人と、3分の1に減少しています。高齢化も進んでおり、65歳以上の老人が就業者の29%も占めています(図-8参照)。

また、山村に住んでいる人も減っています。1965年には山村人口は674万人いましたが、1995年には473万人に減少しています。こちらもやはり65歳以上高齢者が24%、4

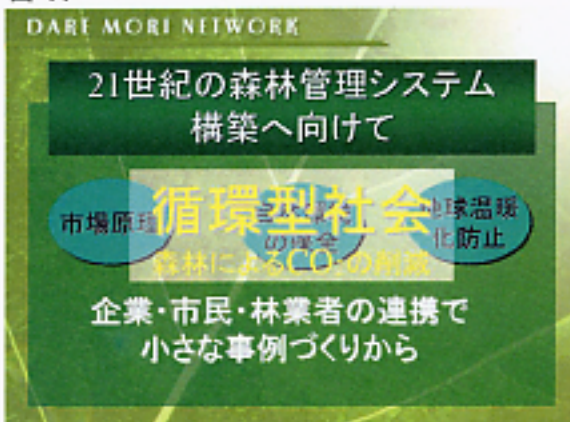


図-10



ここ数十年で人と森林の関係は大きく変わり、その結果森林荒廃につながっている

図-11



循環型社会の構築の中に、人と森林の関係をつなげる答えが見えてくる

人に1人が老人という状況になっています。

それから、森林の所在する市町村に住んでいない森林所有者。例えば北海道に山を持っているけども、自分たちは仙台や東京に住んでいるようなケースです。このような所有者を不在村森林所有者と呼んでいますが、1970年には全森林所有者の15%でしたが、森林の地域外への流出が進み、2000年には25%にも増えてきています。

こうした結果、三番目の問題として森林管理水準の低下という問題が表面化しています。林業採算性の悪化の中で、伐採跡地へ植林をしないという人が76%も出てきています。過去5年間に間伐を一回もしていないという人が62%も出てきているという実態があります(図-9参照)。

さらに進んで、自分の森林がどこにあるのかわからない、自分の森林の境界線がわからないという林家が、在村の森林所有者で25%、不在村森林所有者の場合は半数を超える52%の人が、自分の山の境界がわからないという状況になってきています。

## 誰の森林もネットワークからの呼びかけ

最後に、誰の森林もネットワークからの呼びかけをさせていただきます。

私たち日本人は大昔から森林とかかわって、いろいろな文化をつくり出してきました。そしてつい最近まで、この写真は私が生まれた昭和30年ごろの写真ですが、私が子どものころはまだ森林と結び付いた木材を使う生活をしていました。でも、わずかここ30年ぐらいの間に、人と森林の関係は大きく変わってしまいました。私たちの世代

でこの森林を壊してしまっているのか。これまで恩恵を受けてきた森林を、もう経済的に要らないとあって、放り出してしまっているのでしょうか(図-10参照)。

そういった思いから、このネットワークを立ち上げました。グローバル・スタンダードの中で市場原理の導入というものは避けて通れないでしょう。ただ、対極にあるもう一方のグローバル・スタンダード、地球温暖化防止についても、世界のみんなが協力して取り組んでいかなければなりません。「循環型社会をつくる」という方向転換の中で、この相反する2つのテーマを調和を取って進めていけば、何とか実現することができるのではないのでしょうか。その小さな事例づくりから取りかかっていたいと考えています(図-11参照)。

本日ご参加の皆様と、そしてご参加の皆様それぞれの間で情報交換しながら、どうしたら森林を守っていけるのかについて、みんなで考え、実践していけるような場を作っていきたいと考えています。

ありがとうございました。

[http://www.daremori.net/topics/8\\_index\\_msg.html](http://www.daremori.net/topics/8_index_msg.html)

この報告の模様を動画で見ることができます。



## 事例発表

企業、漁業者、林業者  
からのメッセージ

## 事例発表者

- |        |                                  |
|--------|----------------------------------|
| 秋葉 哲氏  | アサヒビール株式会社<br>環境社会貢献部<br>プロデューサー |
| 北崎 初恵氏 | 北海道漁協婦人部<br>連絡協議会会長              |
| 田中 一嘉氏 | 大阪府森林組合三島支店長                     |

## アサヒビールの森 人工林、アベマキ林

庄原林業所では、「FSCの原則と規準」を厳守して環境に配慮し、社会的な利益にかなひ、経済的にも持続可能な森林管理を目指している



人工林については80～100年の長伐期施業で成長量だけを伐採して木材生産の持続を可能とする「法正林」を造成・誘導している



天然林については人工林への転換を行わず、高い価値を持つ森林については保護区を設定

## Message

## 01

アサヒビールの  
森と水への取り組み

弊社は環境基本方針の中で「私たちにとって特に貴重な水を大切に作る取り組みを推進します」という姿勢を示しています。その水を育む森に関する取り組みとして、庄原林業所における活動についてお話ししたいと思います。

庄原林業所は広島県の庄原市にあります。従業員は24名。このうち事務所が4名、山林現場が20名です。山林現場は日雇いの契約社員で、最高齢は85歳です。所有森林面積は2169haで、庄原市や君田村、高野町などの15カ所ほどに点在しています。標高は400～900m。年間の平均気温は12℃、降水量は2200mmです。

森林の内容は天然林が528haで、これはアベマキやナラ、クヌギなどの広葉樹二次林です。人工林は1641haで、ヒノキが非常に多く、そのほかスギやクスギがあります。人工林の最高齢級は51年生で、施業期間は80年を目標としており、あと30年は間伐材以外は生産しないことにしています。

こうした森林を弊社が保有しているのは、ビール瓶の王冠の裏に使うコルクの自給対策として、前身の大日本麦酒がアベマキの自生する森林を購入したのが始まりです。しかし、第二次世界大戦中に途絶えたコルクの輸入も戦後は輸入が解禁され、さらに王冠の裏の材料も変わり、アベマキを育成する意味はなくなりました。そこでスギ、ヒノキの植林を開始し、平成12年に20%ほどの広葉樹二次林を残し、すべての植林を終了したというのがこれまでの経緯です。

その庄原林業所ではFSCという国際的な森林の認証を昨年9月に取得しました。FSCはWWF（世界自然保護基金）などが設立した民間団体で、適切に管理されている森林を認証し、そこから生産される木材にFSCのロゴマークを付けることを通じて、森林の保全を推進しています。

認証の評価のポイントは森林環境を破壊しないという生態系的側面と、地域社会の利益を確保するという



FSC審査状況、認証証書



庄原林業所は、平成13年9月、FSC（森林管理協議会: Forest Stewardship Council）の森林認証を取得。これは、木材資源の持続性、森林生態系の保護、経済社会的側面を柱にした「森林管理に関する10の原則と規準」に基づき、適正に管理された森林を認証する制度であり、国内では3例目、国内食品会社の保有林では初めての取得である。



### 秋葉 哲氏

Akiba Satoshi

昭和40年、東京生まれ。平成元年早稲田大学政治経済学部卒業後、同年アサヒビール株式会社入社。アサヒ飲料株式会社総務部、アサヒビール社システム企画部、東京工場総務部を経て平成12年現職。現在はアサヒビール本体の環境経営施策（庄原林業所FSC森林認証関係、製造部門の環境負荷低減等）を担当。アサヒグループ全体の環境経営を推進するグループ環境委員会事務局も務める。



## 企業からのメッセージ

あきば さとし  
秋葉 哲

アサヒビール株式会社  
環境社会貢献部プロデューサー

社会的な側面、経済的に継続が可能かどうかという経済的側面という三つがあります。庄原林業所では、自然の森を守り育て、公益性と経済性に優れた林業経営を目指すという方針を従来から持っており、自分たちが管理している森林が本当に優れているのかどうかを確認するために今回、FSCの審査を受けたわけです。

今後の活動としては、FSC認証制度と認証材の普及に対するバックアップ、環境自然教育のフィールドとしての認証森林の開放、林業経営や生態系についての研究フィールドの提供、などを考えています。これらにより、森林を守ることから活用することへと、取り組みをもう一歩進めたいと考えています。FSC認証の取得は、環境に配慮した森林の重要性を情報発信するための最初のステップなのです。

### DATA

#### 庄原林業所の概要

- 事務所所在地  
広島県庄原市中本町1-8-2
- 従業員数  
24名（事務系4名、山林現場20名）
- 山林所有面積：2169ha
- 社有林の林況
  - ①天然林面積：528ha  
（アベマキ、ナラ、クリ、ケヤキ、トチノキ、フナ等）
  - ②人工林面積：1641ha  
（ヒノキ 1254ha、スギ 383ha、クスギ 4ha）
- 保安林等
  - ①水源かん養保安林（全山林）
  - ②ブナ林自然環境保全地域（女亀山の一部・広島県より指定）
  - ③神之瀬峡県立自然公園（二分坂山・曲谷山・黒口山の一部・広島県より指定）
  - ④アベマキ森林の保護（アベマキは社有林のシンボルとして「禁伐」して保護）

昭和63年に「百年かけて百年前の自然の浜を」をキャッチフレーズに、きれいな海と豊かな海洋資源の回復を目的とした「お魚殖やす植樹運動」に取り組み、各地域の漁協婦人部の柱として活動を展開。獲る漁業から作り育てる漁業、そして売る漁業への取り組みへと活動の場をひろくさせている。



## Message

# 02

## 森と川と海をつなぐ 環境活動としての漁民の森づくり

北海道漁協婦人部連絡協議会ができたのはニシンやコンブなどの不漁がそもそものきっかけです。昭和27年以降、ニシンもコンブもさっぱり捕れなくなってしまい、信連に融資をお願いしたところ、保証となる貯金が必要だと言われまして一日一円でも十円でもいいからと貯金に取り組みようになったのが婦人部の始まりなのです。当時は貯蓄実行婦人部といい、婦人部という名前になったのは昭和33年6月13日のことです。

植林に取り組むようになったのは、なぜ漁がダメになったのかを考えたことが始まりです。従来、浜でニシンを加工するために大量の薪を使っており、山の木をどんどん伐っていたのです。しかし、そのうち山に木がなくなってしまい、そうすると雨水があふれ、洪水が出て海に赤潮といひまして、赤泥が入るようになってしまいました。沿岸は真っ赤になり、コンブがダメになります。コンブをエサにするウニもアワビもダメです。山に木がないために、これらの養殖事業が成

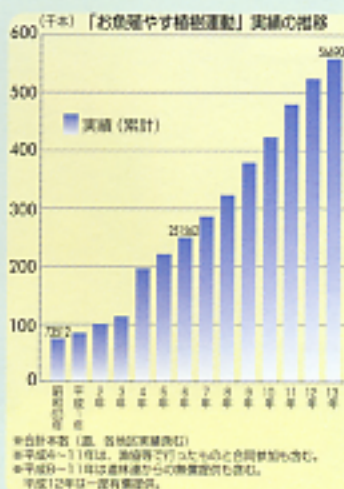
り立たなくなってしまったのです。私たちはやはり海は川と山につながっているのだと気付きました。

昭和63年、婦人部設立30周年の際、40周年に向かって木を植えようということになりました。最初のうちは「浜だけでも忙しいのに、どうして山まで登って、木を植えなきゃならないんだ」と反対意見もあったのですが、実際に植樹しているうちに「山に木を植えて、豊かな水を川に流すことが海につながるんだ。私たちが木を植えなければいけないんだ」「今、自分のためにはならなくても子や孫に豊かな水と豊かな資源を与えられるんだ」ということを皆が考えるようになったのです。

そのうち北海道庁も植林の場として8160haの山を提供して下さるようになり、また、三年ほど前になりますが、私どもの地元で植樹をしている山に売却の話が持ち上がったときは、町長さんが「母さんたちが一生懸命木を植えているのだから何とかしなければなら



平成8年より広葉樹等の植林を進め、平成13年にはのべ56万本の植樹を達成した



**北崎 初恵氏**

Kitazaki Mitsuie

昭和18年、枝幸実科女学校卒業後、稚内教員養成所修了。枝幸漁協婦人部部長、宗谷管内漁協婦人部連絡協議会会長を経て、平成7年、北海道漁協婦人部連絡協議会会長に就任(現在)。同年、全国漁協婦人部連絡協議会副会長理事に就任。平成11年に全国漁協婦人部連絡協議会会長理事に就任(現在)。北海道漁協婦人部連絡協議会では、1988年から「お魚殖やす植樹活動」に取り組んでいる。



**漁業者からのメッセージ**

きたざき はつえ  
**北崎 初恵**  
北海道漁協婦人部連絡協議会会長

ない」と355haの山を買い取っていただきました。

それから最初のうちは自分たちの財源で苗木を買っておりましたが、平成7年から道の補助で森林組合から苗木を頂くようになり、それが打ち切られた後は水産庁が国の補助事業として支援して下さるようになりました。

これまでの植樹本数は昨年12月末までで全道で56万6900本になります。私たちが最初は自分たちのためという意識でしたが、いまは地域の中でそういう環境をつくっていくことが一番大事だろうと思うようになりました。今後も百年前の浜を百年かけてつくるという意気込みを持って、息長く植樹活動に取り組んでいきたいと思ひます。

**DATA**

取り組みの概要

■植樹の取り組み

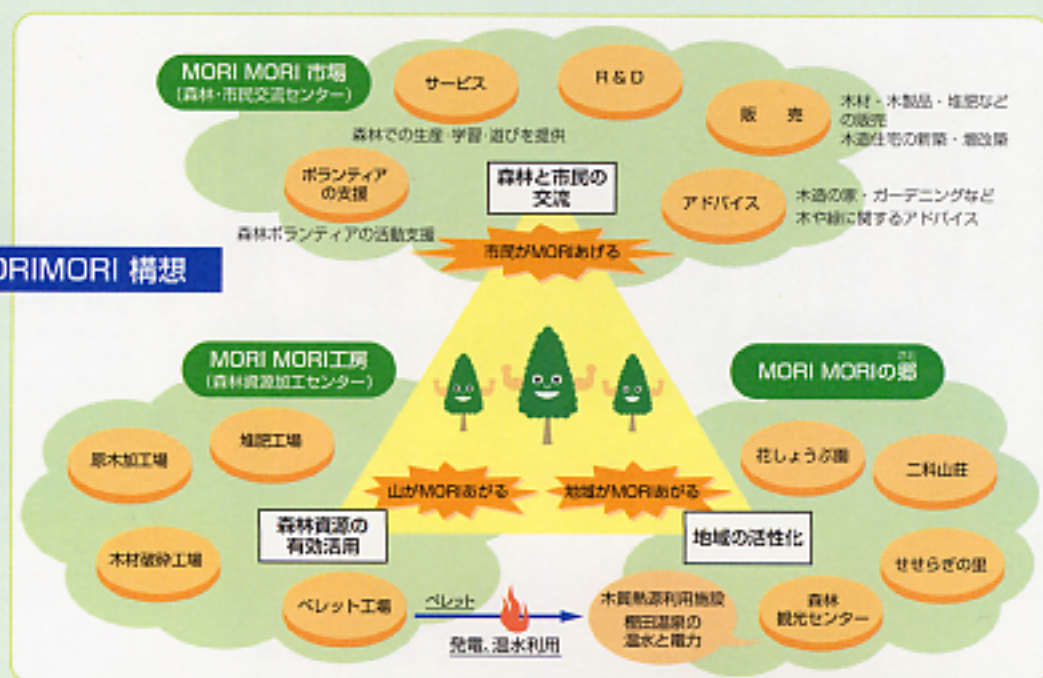
- ①広葉樹等の植樹
- ②生態系・環境に関する研修会、講演の実施

■その他の取り組み

- ①魚の消費拡大運動と消費者交流  
消費者を対象にお魚料理教室の実施、料理PR誌の発行、大消費地への湧け物販売等
- ②道産魚のPR (広報) 活動の推進  
安心、安全、安価な3つの柱で道産魚のPR
- ③港の環境整備  
漁港トイレの設置と清掃活動

植樹した樹種

- 針葉樹 トドマツ、エゾマツ、カラマツ
  - 広葉樹 ナナカマド、シラカバ、サクラ、ミズナラ、ハンノキ、サナギなど
- 場 所 河川沿道、海岸などに集中して植林



<http://www.takatsuki-shinrin.or.jp/> 参照

## Message

# 03

## 市民参加の 環境林業を模索する

大阪府森林組合は昨年10月19日に府内16の森林組合が合併して発足しました。さらに1月31日には大阪府森林組合連合会を継承し、2月1日より本当の意味で府内ひとつの森林組合となっています。組織は本店を中心に府内を四支店にブロック分けしており、三島支店は9市1町をエリアとしています。森林面積は約13000haです。位置は大阪と京都のちょうど中間で、管内の森林はすべて里山と位置付けられます。

本日は旧高槻市森林組合が従来から実施し、大阪府森林組合に継承している取り組みをご説明します。

一つ目は観光林業の取り組みです。旧高槻市森林組合では森林を多目的に利用するため、昭和53年4月に森林観光センターをオープンしました。ここでは山の幸を加工したさまざまな商品を扱っているほか、最近整備した温泉施設もあります。これらを市民に利用していただき、その収益を経営基盤の安定のために活用しています。

二つ目は林業労働力確保の取り組みです。旧高槻市森林組合は平成4年に求人誌を使って現場職員を一般公募しました。応募者数は200名余りに達し、その中から最終的に8名を採用しました。彼らが今では中堅になり、次世代のリーダーとなるべく育ってきています。思い切って一般公募した甲斐があったと思っています。

三つ目は環境林業への取り組みです。環境問題をビジネスに結びつけようと私たちは考え、「里山MoriMori構想」を策定しました。これは森林と市民との交流や、消費活動という面で森林を応援してくれる川下ボランティアの制定、森林資源の有効活用がキーワードです。木質ペレットの活用もこの一環で、こうしたバイオマス利用というのは木材利用の切り札になりうると考えています。

四つ目は21世紀の森林整備をどうするかです。森林はみんなのものであり、経済林としての管理が難しい以上、今後は都市住民や行政が関与することになるでし



間伐材や開発工事で発生した伐採材等を加工して木質ペレットを作り、このペレットを燃料として森林観光センターの温泉施設に活用している。利用者に木質エネルギーの良さを肌で感じてもらう、森林・林業への理解を深めてもらう効果も期待している



田中 一嘉氏

Tanaka Kazuyoshi

昭和60年、高槻市森林組合に就職。高槻森林観光センター、森林組合事務局総括主査を経て、平成13年10月には合併に伴い大阪府森林組合三島支店長に就任。循環型社会の形成に向けて森林リサイクル事業に取り組み、平成13年に高槻森林観光センターに木質ペレットを使ったバイオマス温泉を建設、平成12年度に森林資源リサイクルセンターの建設を推進。

## 林業者からのメッセージ

たなか かずよし  
田中 一嘉

大阪府森林組合三島支店長

Osaka

よう。例えば高槻市には、相続などで手放さなくてはならなくなった森林を市が買い上げる森林銀行制度というものがありますが、こうしたケースも今後増えるのではないのでしょうか。

五つ目は21世紀の森がどうなるかで、経済林から環境保全のための森林に変わると私たちは考えています。

六つ目は今後、誰が森林を守っていくかということです。山側と町側の協力が必要なわけですが、その橋渡し役として森林組合の役割が非常に重要になるのではないのでしょうか。

現在は100年伐期を確立するまでの中継ぎの時代だと私は考えています。森林組合も循環型の時代である今日の流れを的確にとらえた上で、森林・林業を次の時代につなげていく取り組みが必要になるのではないのでしょうか。

### DATA

大阪府森林組合の概要

- 組合員数：7052名
- 出資金：1億9102万7000円
- 常勤役員：39名
- 現場職員：21名

三島支店の主な事業と施設

- 主な事業
  - 森林造成
  - 森林観光
  - 森林土木
  - 木材加工
  - 森林リサイクル事業等
- 施設
  - 大阪府森林組合三島支店
    - ☎0726(74)7407
  - 高槻森林観光センター
    - ☎0726(88)9400
  - 事業組合センター
    - ☎0726(89)4610
  - 木材加工センター
    - ☎0726(88)8300